

## 第3部 毎月勤労統計調査特別調査結果の概要

(常用労働者数 1～4人の事業所対象)

### 1 賃金

#### (1) きまって支給する現金給与額

平成29年7月における常用労働者一人平均の月間きまって支給する現金給与額は188,922円で、性別では男248,297円、女134,148円となった。

これを産業別にみると、複合サービス事業300,565円、不動産業、物品賃貸業243,073円、建設業230,715円、製造業210,712円、サービス業(他に分類されないもの)209,052円、卸売業、小売業188,388円、医療、福祉183,082円、教育、学習支援業152,598円、生活関連サービス業、娯楽業109,632円、宿泊業、飲食サービス業109,422円となった。

#### (2) 特別に支払われた現金給与額(勤続1年以上)

平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年間ににおける常用労働者一人平均の賞与など特別に支払われた現金給与額は304,910円で、性別では男429,951円、女187,915円となった。

これを産業別にみると、不動産業、物品賃貸業1,323,861円、複合サービス事業1,001,731円、サービス業(他に分類されないもの)408,031円、製造業363,579円、教育、学習支援業289,417円、医療、福祉261,555円、卸売業、小売業255,270円、建設業220,125円、宿泊業、飲食サービス業31,514円、生活関連サービス業、娯楽業24,807円となった。

### 2 労働時間及び出勤日数

#### (1) 1日の実労働時間数

平成29年における常用労働者一人平均の1日の実労働時間数は7.2時間で、性別では男7.8時間、女6.6時間となった。

これを産業別にみると、複合サービス事業8.1時間、建設業7.7時間、製造業7.5時間、サービス業(他に分類されないもの)7.4時間、卸売業、小売業7.3時間、不動産業、物品賃貸業7.2時間、医療、福祉6.9時間、教育、学習支援業6.8時間、宿泊業、飲食サービス業6.4時間、生活関連サービス業、娯楽業6.2時間となった。

#### (2) 出勤日数

平成29年における常用労働者一人平均の月間出勤日数は21.1日で、性別では男21.9日、女20.3日となった。

これを産業別にみると、医療、福祉22.4日、建設業22.3日、製造業21.9日、不動産業、物品賃貸業21.7日、サービス業(他に分類されないもの)21.6日、卸売業、小売業21.1日、生活関連サービス業、娯楽業20.2日、教育、学習支援業20.0日、宿泊業、飲食サービス業19.0日、複合サービス事業18.8日となった。

### 3 雇用

平成29年7月末現在の常用労働者数は12,949人で、性別では男6,214人、女6,735人となった。

これを産業別にみると、卸売業、小売業4,491人、建設業1,338人、サービス業(他に分類されないもの)1,243人、生活関連サービス業、娯楽業1,137人、宿泊業、飲食サービス業1,045人、医療、福祉928人、製造業781人、複合サービス事業500人、教育、学習支援業459人、不動産業、物品賃貸業419人となった。

表 - 1 特別調査による賃金、労働時間及び雇用の推移

調査産業計

	きまって支給する現金給与額	特別に支払われた現金給与額 (勤続1年以上)	1日の実労働時間数	出勤日数	常用労働者数	常用労働者数 (勤続1年以上)
	円	円	時間	日	人	人
平成21年	170,147	216,614	7.2	21.6	13,923	12,942
22年	171,914	216,556	7.3	21.5	13,600	12,597
23年	167,479	154,092	7.2	21.2	11,305	10,225
24年	167,560	176,524	7.0	21.2	11,136	10,177
25年	174,721	170,241	7.3	21.7	16,283	14,816
26年	169,328	174,214	7.1	21.3	15,045	13,585
27年	169,644	210,765	7.0	21.3	14,711	13,310
28年	174,318	228,769	7.1	21.1	13,610	12,356
29年	188,922	304,910	7.2	21.1	12,949	11,822

表 - 2 産業、男女別の賃金、労働時間及び雇用

	きまって支給する現金給与額			特別に支払われた現金給与額 (勤続1年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	円	円	円	円	円	円
調査産業計	188,922	248,297	134,148	304,910	429,951	187,915
建設業	230,715	247,284	136,211	220,125	240,651	98,617
製造業	210,712	247,225	119,919	363,579	456,898	102,628
卸売業，小売業	188,388	253,219	122,008	255,270	376,920	127,635
不動産業，物品賃貸業	243,073	307,452	174,820	1,323,861	1,400,608	1,237,472
宿泊業，飲食サービス業	109,422	158,118	90,083	31,514	5,782	41,737
生活関連サービス業，娯楽業	109,632	176,655	101,624	24,807	16,049	25,910
教育，学習支援業	152,598	137,932	165,806	289,417	235,114	322,437
医療，福祉	183,082	246,609	168,802	261,555	518,388	198,741
複合サービス事業	300,565	354,494	247,031	1,001,731	1,355,647	679,924
サービス業(他に分類されないもの)	209,052	246,877	167,503	408,031	539,837	261,968

	1日の実労働時間数			出勤日数		
	計	男	女	計	男	女
	時間	時間	時間	日	日	日
調査産業計	7.2	7.8	6.6	21.1	21.9	20.3
建設業	7.7	7.9	6.5	22.3	22.7	20.2
製造業	7.5	7.8	6.6	21.9	22.4	20.9
卸売業，小売業	7.3	7.9	6.7	21.1	21.9	20.4
不動産業，物品賃貸業	7.2	7.5	6.8	21.7	22.3	21.1
宿泊業，飲食サービス業	6.4	7.5	6.0	19.0	21.0	18.3
生活関連サービス業，娯楽業	6.2	8.2	6.0	20.2	24.3	19.8
教育，学習支援業	6.8	6.5	7.2	20.0	20.1	19.9
医療，福祉	6.9	7.9	6.6	22.4	23.5	22.2
複合サービス事業	8.1	8.1	8.0	18.8	18.6	19.0
サービス業(他に分類されないもの)	7.4	7.8	7.0	21.6	21.9	21.4

	常用労働者数			常用労働者数 (勤続1年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	人	人	人	人	人	人
調査産業計	12,949	6,214	6,735	11,822	5,714	6,107
建設業	1,338	1,138	200	1,236	1,057	179
製造業	781	557	224	749	552	197
卸売業，小売業	4,491	2,272	2,219	4,161	2,131	2,031
不動産業，物品賃貸業	419	215	203	387	205	182
宿泊業，飲食サービス業	1,045	297	748	862	245	617
生活関連サービス業，娯楽業	1,137	121	1,016	1,085	121	964
教育，学習支援業	459	218	242	347	131	216
医療，福祉	928	170	758	852	167	684
複合サービス事業	500	249	251	479	228	251
サービス業(他に分類されないもの)	1,243	651	593	1,129	594	536

秘匿事項に係る産業については、記載していない。

## 毎月勤労統計調査特別調査の説明

### (1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

### (2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、平成26年経済センサス-基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

### (3) 調査の時期

平成29年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年間）の状況について、平成29年8月及び9月に調査を実施した。

### (4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

### (5) 調査の方法

統計調査員が調査客体事業所を訪問し、面接聴き取りの上、調査票に記入する方法により実施。

### (6) 調査系統

厚生労働省 都道府県 統計調査員 報告者

### (7) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

## (8)用語の定義

### ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
- b 同一事業所に日々又は1か月以内の期間を定めて雇われていた者のうち、前2か月(5月及び6月)にそれぞれ18日以上雇われた者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

### イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む。)をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

### ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

### エ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

### オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

### カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

### キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

### ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

### ケ 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を、出勤日数に1日の実労働時間数を乗じて得た時間数で除して算出している。